久留米市公告第313号

くるめ市民流水プールプールサイド塗装修繕について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び久留米市契約事務規則（昭和５０年久留米市規則第９号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき公告する。

令和８年１１月６日

久留米市長　　原口　新五

1　入札に付する事項

（１）　業務名

くるめ市民流水プールプールサイド塗装修繕

（２）　履行場所

久留米市　東櫛原町　地内

（３）　業務内容

別紙「くるめ市民流水プールプールサイド塗装修繕仕様書」のとおり

（４）　履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日まで

（５）　予定価格及び入札書比較価格

予定価格　　10,190,400円(税込)

入札書比較価格　　9,264,000円(税抜)

（６）　最低制限価格

最低制限価格　　9,136,600円(税込)

最低制限比較価格　　8,306,000円(税抜)

（７）　支払条件

前金払い及び部分払いなし

2　入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

（２）久留米市指名停止等措置要綱（平成６年久留米市庁達第６号）による指名停止措置を受けていないこと。

（３）国税等（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）を完納していること。

（４）入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税を完納していること。

ア　久留米市内　県税及び市税

イ　アを除く福岡県内　県税

（５）電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（６） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（７） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

※上記のほか、第７条により入札参加資格を定めた場合には、当該入札参加資格を記入すること。

（８） 久留米市内に主たる営業所を有し、久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和５０年４月１日久留米市規則第９号）第１６条第３項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。

（９） 名簿に「**塗装工事**」を第一希望で登載されている業者であること。

(10) 技術者の配置について、以下の条件を満たすこと。

ア この工事に関して、３カ月以上の直接的雇用関係にある技術者を建設業法（昭和２４年法律第１００号）に従い配置できること。

イ この工事に関して、３カ月以上の直接雇用関係にある現場代理人を常駐で配置できること。

ウ 現場代理人及び技術者の配置要件については、「現場代理人及び技術者の適正配置に関する要綱」を確認すること。

３ 契約条項を示す場所

１０ 問い合わせ先（事務局）

４ 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（１）提出書類

ア 入札書（様式第１号）

イ 入札参加資格確認申請書（様式第２号）

（２）提出期限

令和８年１１月２４日（火）１７時１５分(必着)まで

（３）提出先（宛先）

１０ 問い合わせ先（事務局）**※市窓口への持ち込みは不可とする。**

（４）郵送方法

①内封筒及び外封筒の**二重封筒**とする。

②内封筒には、提出書類のうち、「 ア 入札書（様式第１号）」を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し**封印**する。

③外封筒には、②の内封筒、及び提出書類のうち「 イ 入札参加資格確認申請書（様式第２号）」を入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

④**一般書留又は簡易書留**いずれかで郵送する。

５　開札

（１）　日時

令和８年１１月２７日（金）１０時００分

（２）　場所

久留米市庁舎　１１階会議室

（３）　立会

入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

（４）落札者の決定方法

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが２者以上ある場合は、抽選により落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

（５）落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

６　入札保証金及び契約保証金に関する事項

（１）入札保証金

規則第７条第１項第３号に基づき免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の１００分の１０以上を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成１１年久留米市規則第８号）第１０５条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第２７条に該当する場合は免除する。

７　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　入札参加資格のない者が入札したとき。

イ　入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。

ウ　所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。

エ　入札書に入札金額の記載がないとき、または入札金額が判読できないとき。

オ　入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき。

カ　入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。

キ　同一の入札者が２以上の入札をしたとき。

ク　法令又は入札に関する条件に違反したとき。

８　その他入札に関し必要な事項

（１）　質問の受付期間及び受付場所

①　受付期間

公告日から令和８年１１月１３日（金）１７時１５分まで

②　受付場所

１０　問い合わせ先（事務局）

③ 質問の提出方法

FAX又はＥメールで質問書（様式第３号）提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答

令和８年１１月１７日（火）までにＥメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（２）契約締結日

落札した者は、令和８年１２月３日（木）までに契約締結の手続を行うこと。

９　その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

（３）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

（４）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

（５）不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときには、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

（６）落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

１０　問い合わせ先（事務局）

〒830-8520　久留米市城南町１５－３
久留米市　都市建設部　公園緑化推進課
担当：西木
電話：0942-30-9085　　FAX：0942-30-9707
メールアドレス：kouen@city.kurume.lg.jp